

和歌山県病床機能再編支援事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4第2項第7号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の実現に向けた取組を支援することを目的として、医療機関（病院又は診療所であって療養病床（法第7条第2項第4号に規定する病床をいう。）又は一般病床（同項第5号に規定する病床をいう。）を有するものをいう。以下同じ。）の病床機能再編に対し、予算の範囲内で給付金を交付するものとし、その交付に関しては、次の各号に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

- (1) 和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）
- (2) 地域医療介護総合確保基金管理運営要領（令和3年11月4日医政発1104第1号、老発1104第1号及び保発1104第1号厚生労働省医政局長、老健局長及び保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」別紙4。）

(給付金の種類)

第2 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 単独支援給付金（医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じて支給するものをいう。以下同じ。）
- (2) 統合支援給付金（複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に支給するものをいう。以下同じ。）
- (3) 債務整理支援給付金（複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額を支給するものをいう。以下同じ。）

(対象となる要件)

第3 給付金の支給要件は、次のとおりとする。

- (1) 単独支援給付金にあつては、次のアからエまでに掲げる要件を満たすものであること。
 - ア 平成30年度病床機能報告（法第30条の13第1項に基づく報告をいう。以下同じ。）において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成すること。
 - イ 医療機関における病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90パーセント以下であること。
 - ウ 自己破産や開設者死亡による廃院等でないこと。
 - エ 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議（法第30条の14第1項に規定する「協議の場」をいう。以下同じ。）の議論の内容及び和歌山県医療審議会（法第72条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の意見を踏まえ、地域医療構想の実現に向けて必要な取組で

あると認められるものであること。

(2) 統合支援給付金にあつては、次のアからカまでに掲げる要件を満たすものであること。

ア 平成 30 年度病床機能報告において、平成 30 年 7 月 1 日時点の病床機能について対象 3 区分と報告した病床数の減少を伴う統合計画に参加する医療機関（以下「統合関係医療機関」という。）であること。

イ 統合関係医療機関のうち、1 以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化を含む。）となること。

ウ 統合後、統合関係医療機関のうち 1 以上の医療機関が運営されること。

エ 統合関係医療機関における統合後の対象 3 区分の許可病床数の合計が、平成 30 年度病床機能報告における対象 3 区分として報告された稼働病床数の合計の 10 パーセント以上減少すること。

オ 令和 8 年 3 月 31 日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が統合計画に合意していること。

カ 統合計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び和歌山県医療審議会の意見を踏まえ、地域医療構想に実現に向けて必要な取組であると認められるものであること。

(3) 債務整理支援給付金にあつては、次のアからオまでに掲げる要件を満たすものであること。

ア 前項のアに規定する統合計画に参加し、統合後に存続している統合関係医療機関であつて、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」という。）であること。

イ 統合関係医療機関のうち、1 以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化を含む。）となること。

ウ 統合後、統合関係医療機関のうち 1 以上の医療機関が運営されること。

エ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。

オ 国税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと。

（給付金の算定方法）

第 4 給付金の算定方法は次のとおりとする。

(1) 単独支援給付金にあつては、次のアからウにより算定する。

ア 平成 30 年度病床機能報告において、対象 3 区分として報告された稼働病床数の合計から 1 日平均実働病床数（対象 3 区分の許可病床数に対象 3 区分の病床利用率を乗じて得た数をいう。）までの間の病床数の減少について、対象 3 区分の病床利用率に応じ、減少する病床 1 床あたり次の表に規定する額を乗じて得た額とする。なお、平成 30 年度病床機能報告から令和 2 年 4 月 1 日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成 30 年度病床機能報告の対象 3 区分の稼働病床数又は令和 2 年 4 月 1 日時点の対象 3 区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とする。

病床利用率	減少 1 床あたりの単価
50 パーセント未満	1, 140 千円
50 パーセント以上 60 パーセント未満	1, 368 千円

60 パーセント以上 70 パーセント未満	1,596 千円
70 パーセント以上 80 パーセント未満	1,824 千円
80 パーセント以上 90 パーセント未満	2,052 千円
90 パーセント以上	2,280 千円

イ 1 日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、1 日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1 床あたり 2,280 千円を乗じて得た額とする。

ウ ア及びイの算定にあたっては、回復期機能又は介護医療院へ転換する病床数、過去に本給付金又は令和 2 年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金の支給対象となった病床数及び同一開設者の医療機関へ融通した病床数は除くこと。

(2) 統合支援給付金にあつては、次のアからエにより算定する。

ア 統合関係医療機関ごとに、平成 30 年度病床機能報告において、対象 3 区分として報告された稼働病床数の合計から 1 日平均実働病床数までの間の病床数の減少について、対象 3 区分の病床利用率に応じ、減少する病床 1 床あたり次の表に規定する額を乗じて得た額の合計とする。なお、平成 30 年度病床機能報告から令和 2 年 4 月 1 日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成 30 年度病床機能報告の対象 3 区分の稼働病床数又は令和 2 年 4 月 1 日時点の対象 3 区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とする。

病床利用率	減少 1 床あたりの単価
50 パーセント未満	1,140 千円
50 パーセント以上 60 パーセント未満	1,368 千円
60 パーセント以上 70 パーセント未満	1,596 千円
70 パーセント以上 80 パーセント未満	1,824 千円
80 パーセント以上 90 パーセント未満	2,052 千円
90 パーセント以上	2,280 千円

イ 1 日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、1 日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1 床あたり 2,280 千円を乗じて得た額とする。

ウ ア及びイの算定にあたっては、統合関係医療機関間の融通病床数及び回復期機能又は介護医療院へ転換する病床数は除くこと。

エ 「重点支援区域の申請について」（令和 2 年 1 月 10 日医政地発 0110 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づく重点支援区域として指定された統合関係医療機関については、アからウにより算定された額に 1.5 を乗じて得た額とする。

(3) 債務整理支援給付金にあつては、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、承継医療機関が新たに受けた融資に対する利子の総額とする。ただし、融資機関は 20 年、元本に対する利率は年 0.5 パーセントを上限として算定する。

2 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(給付金の交付申請等)

第 5 給付金の交付を受けようとする医療機関は、別表に掲げる書類を別に定める日までに提出する

ものとする。

- 2 給付金の実績報告については、前項に規定する書類の提出をもって、規則第 13 条に規定する実績報告があったものとみなす。
- 3 給付金の額の確定については、規則第 14 条の規定にかかわらず、規則第 5 条の規定による給付金の交付決定により当該給付金の額の確定を行ったものとみなす。
- 4 統合支援給付金にあつては、統合後も存続する統合関係医療機関から本給付金に関する事務を一括して取り扱う医療機関（以下「代表医療機関」という。）を定め、統合関係医療機関を代表して代表医療機関が申請を行うものとし、代表医療機関は給付金の分配について、他の統合関係医療機関と協議を行うものとする。

（交付の条件）

第 6 次のいずれかに該当する場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、給付金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

(1) 単独支援給付金については、次に定めるところによる。

ア 単独病床機能再編計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合。

イ 給付金の交付決定日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、申請者が同一の構想区域（法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）に開設する医療機関において、対象 3 区分の許可病床数を増加させた場合。ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認め、許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。

(2) 統合支援給付金については、次に定めるところによる。

ア 統合計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合。

イ 給付金の交付決定日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、統合関係医療機関が対象 3 区分の許可病床数を増加させた場合。ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認め、許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。

(3) 債務整理支援給付金については、次に定めるところによる。

ア 給付金の交付決定日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、申請者が同一の構想区域に開設する医療機関において、対象 3 区分の許可病床数を増加させた場合。ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認め、許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。

イ 給付金の交付決定後、融資先の変更や繰り上げ返済等を行ったことにより給付金の算定に変動が生じた場合。

2 病床機能再編又は債務整理に関する書類及び給付金に関する書類を整理し、次に掲げる年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。

(1) 単独支援給付金にあつては、給付金の交付を受けた年度。

(2) 統合支援給付金にあつては、統合が完了した年度。

(3) 債務整理支援給付金にあつては、利子支払が完了した年度。

（状況報告）

第 7 統合支援給付金又は債務整理支援給付金の交付を受けた医療機関は、統合又は利子支払の状況について、次の表に規定する書類により知事に報告するものとする。

給付金の種類	提出書類	提出期限
統合支援給付金	統合計画通りに統合が完了したことを証する書類の写し	統合が完了した日から 30 日が経過した日まで
債務整理支援給付金	当該年度内の利子支払に係る領収を証する書類の写し	毎年度 3 月 31 日まで

(書類の経由)

第 8 この要綱に基づき知事に提出する書類は、医療機関の所在地を所管する保健所長を経由しなければならない。ただし、和歌山市内に所在する医療機関にあっては、この限りではない。

(その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和 3 年 11 月 30 日から施行し、令和 3 年度の給付金から適用する。

(病床機能再編支援給付金交付要綱の廃止)

2 病床機能再編支援給付金交付要綱（令和 3 年 1 月 27 日制定）は、廃止する。

別表（第5関係）

給付金の種類	申請書類	添付書類
単独支援給付金	単独支援給付金支給申請書 兼口座振込依頼書（様式第1号）	<ol style="list-style-type: none"> 1 単独病床機能再編計画 2 支給申請額算定シート（様式第1-2号） 3 病床を融通する場合には、病床融通に関する概要（様式第1-3号） 4 平成30年度病床機能報告の写し 5 病床数の変更を保健所等へ届け出たことを証する書類 6 役員名簿（医療機関の開設者が法人の場合に限る。）
統合支援給付金	統合支援給付金支給申請書 兼口座振込依頼書（様式第2号）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合計画 2 支給申請額算定シート（様式第2-2号及び様式第2-3号） 3 支給申請額算定シート総括表（様式第2-4号） 4 平成30年度病床機能報告の写し 5 統合関係医療機関の役員名簿（医療機関の開設者が法人の場合に限る。）
債務整理支援給付金	債務整理支援給付金支給申請書 兼口座振込依頼書（様式第3号）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合計画 2 支給申請額算定シート（様式第3-2号） 3 承継医療機関と廃止となる医療機関間の残債引継に関する申合せ書、引継債務の明細書及び公認会計士等による意見聴取書 4 新たに受けた融資の貸付契約書の写し及び償還年次表 5 国税の納税証明書、社会保険料納入証明書及び労働保険料等納入証明書

注 表中に掲げる書類のほか、必要に応じ、参考となるべき資料の提出を求める場合がある。